⑸小切手番号　Ｋ008717
⑹小切手番号　Ｋ008718
⑺小切手番号　Ｋ008719
⑻小切手番号　Ｋ008720
⑼小切手番号　Ｋ008721
⑽小切手番号　Ｋ008722
⑾小切手番号　Ｋ008723
⑿小切手番号　Ｋ008724
⒀小切手番号　Ｋ008725
⒁小切手番号　Ｋ008726
⒂小切手番号　Ｋ008727
⒃小切手番号　Ｋ008728
⒄小切手番号　Ｋ008729
⒅小切手番号　Ｋ008730
⒆小切手番号　Ｋ008731
⒇小切手番号　Ｋ008732
(21)小切手番号　Ｋ008733
(22)小切手番号　Ｋ008734
(23)小切手番号　Ｋ008735
(24)小切手番号　Ｋ008736
(25)小切手番号　Ｋ008737
(26)小切手番号　Ｋ008738
(27)小切手番号　Ｋ008739
(28)小切手番号　Ｋ008740
(29)小切手番号　Ｋ008741
(30)小切手番号　Ｋ008742
(31)小切手番号　Ｋ008743
(32)小切手番号　Ｋ008744
(33)小切手番号　Ｋ008745
(34)小切手番号　Ｋ008746
(35)小切手番号　Ｋ008747
(36)小切手番号　Ｋ008748
(37)小切手番号　Ｋ008749
(38)小切手番号　Ｋ008750
⑵ないし(38)の金額、支払人、支払地、振出日、振出人、最終所持人は⑴の記載に同じ

**平成２１年（へ）第７号**

静岡県三島市三好町16番17号
申立人　株式会社ヒルマ
代表者代表取締役　比留間克己
権利を争う旨の申述の終期　平成22年２月１日
平成22年２月２日　静岡簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　ＸＥ233523
金額　654,150円
支払期日　平成21年６月15日
支払地　静岡市
支払場所　株式会社三井住友銀行静岡支店
振出日　平成21年３月23日
振出地　静岡市
振出人　株式会社ＴＯＫＡＩ　代表取締役　槇田　堯
受取人　長谷川克典
最終所持人　申立人

**平成２１年（へ）第４号**

静岡市清水区尾羽85番地の１
申立人　有限会社横砂マイカーセンター
代表者代表取締役　望月　安彦
権利を争う旨の申述の終期　平成22年１月29日
平成22年２月１日　清水簡易裁判所
（別紙）　目　録
小切手（線引）　１通
小切手番号　Ｇ11643
金額　375,323円
支払人　静清信用金庫下野支店
支払地　静岡市
振出日　平成21年７月14日
振出地　静岡市
振出人　株式会社髙木商会　代表取締役　髙木晴代
最終所持人　申立人

**平成２１年（へ）第２号**

愛知県名古屋市西区菊井１丁目20番29号
申立人　株式会社大川商会
代表者代表取締役　大川　賢也
権利を争う旨の申述の終期　平成22年１月28日
平成22年１月29日　瀬戸簡易裁判所
（別紙）　目　録
小切手（線引）　１通
小切手番号　ＢＮ02584
金額　6,405円
支払人　株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行瀬戸支店
支払地　愛知県瀬戸市幸町33―１
振出日　平成21年８月20日
振出地　愛知県瀬戸市暁町３―143
振出人　富士特殊紙業株式会社
最終所持人　申立人

**平成２１年（へ）第１号**

次の申立人の申立てによって別紙目録記載の権利について公示催告をしたところ、権利の届出の終期である平成22年１月28日までに、適法な権利の届出又は権利を争う旨の申述がなかったので、上記権利は失権する。
愛知県豊橋市雲谷町字上ノ山430番地
申立人　山田　フサ
権利を争う旨の申述の終期　平成22年１月28日
平成22年１月29日　津島簡易裁判所
（別紙）　目　録
１⑴土地　弥富市鮫ケ地二丁目85番
宅地　181.00平方メートル
⑵登記年月日番号　名古屋法務局津島支局明治34年４月18日受付第385号
⑶登記した権利の内容
明治34年１月10日設定
永小作権者　海部郡十四山村大字鮫ケ地新田11番戸
土方　新三
小作料　１年玄米７斗９升９合
支払期　毎年12月30日
存続期間　明治34年１月10日から35年間
２⑴土地　１に同じ
⑵登記年月日番号　名古屋法務局津島支局明治39年３月27日受付第188号
⑶登記した権利の内容
明治39年３月27日売買
永小作権者　鮫ケ地新田1259番地
篠田　か
小作料　本号土地の内４畝24歩につき玄米４斗８合
支払期　毎年12月30日

## 破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

**平成２２年（フ）第１０２号**

神戸市中央区中山手通７丁目５番７号
債務者　有限会社興文社
代表者代表取締役　中村　進也
１　決定年月日時　平成22年２月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　森川　拓
４　破産債権の届出期間　平成22年３月16日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年５月12日午後２時30分
６　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
神戸地方裁判所第３民事部

**平成２２年（フ）第４号**

大分県杵築市山香町大字内河野2717番地の７
債務者　有限会社文具と化粧品のいわお
代表者代表取締役　岩尾真次郎
１　決定年月日時　平成22年２月15日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　深田　茂人
４　破産債権の届出期間　平成22年４月12日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年５月11日午後１時30分
６　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
大分地方裁判所杵築支部破産係

## 破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

**平成２２年（フ）第２０号**

栃木県佐野市田島町167番地９、前住所栃木県佐野市上羽田町982番地
債務者　阿部　秀史
１　決定年月日時　平成22年２月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　浅野　正富
４　破産債権の届出期間　平成22年４月５日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年５月14日午前11時
６　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
宇都宮地方裁判所足利支部